

# 北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(通称 北海道産業振興条例)に基づく助成内容は次のとおりです。(平成 20 年4月1日施行)

(令和4年4月1日現在)

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	補助要件 ・投資額 ・雇用増 注1	新設 増設	助成内容 注10		
						助成額 注2	限度額	通算 限度額
類型 I	成長産業分野	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 注5 高機能素材・複合材料関連 製造業 注5	全道 (札幌市を除く。) (植物工場は、工業団地と 工場適地を対象とする。 (札幌市を除く。))	5億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	15億円 注11	20億円 同一企業につ き
		増設			投資額の5%	5億円		
		新設			投資額の10%	10億円 注11	13億円 同一企業につ き	
		増設			投資額の5%	3億円		
		新設			投資額の5%	1億円	1億5千万円 同一企業につ き	
		増設			投資額の2.5%	5千万円		
	データセンター事業	一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 注7 20億円以上 5人以上	新設	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円 同一企業につ き		
	増設		投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円				
	基盤技術産業	2,500万円以上 5人以上	新設	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につ き		
	増設		投資額の5%					
	本社機能移転 事業	(設備投資)	全道 (札幌市を除く。)	1億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	1億円	—
		(賃借)	全道	(投資額要件なし) 20人以上(札幌市は 30人以上)	新設	1年間の賃料の 1/2×3年間(札幌市 は1年間)	1千万円/年	—
発展基盤 施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に 関連する業種に限る。	全道	10億円以上 研究員5人以上	新設	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につ き	
	5億円以上 研究員5人以上		増設	投資額の5%	3億円			
	高度物流関連事業 注12 ※成長産業分野に 関連する事業に限る。	全道 (札幌市を除く。)	20億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	5億円	6.5億円 同一企業につ き	
増設	投資額の5%	1.5億円						
類型 II	市町村連携 促進分野	・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 注12 ・データセンター事業 ・IT産業(ソフトウェア業、情報処 理・提供サービス業、インター ネット附属サービス業) ・コールセンター事業 ・植物工場 ※市町村が行う立地助成措置 の対象であること。	特別対策地域 注6	2,500万円以上 5人以上	新設 増設	投資額の4%	1億円	投資助成 3億円 同一企業につ き
			雇用増1人あたり50 万円(雇用増が6人以上 の場合6人目から支給)	5千万円				
			うち、特別対策地域と、 地域未来投資促進法 適用地域が重複する 地域注8・注9	2,500万円以上 5人以上	新設	投資額の8%	1億円	
			雇用増1人あたり50 万円(雇用増が6人以上 の場合6人目から支給)	5千万円				
			地域未来投資促進法適用 地域 注8・注9	2,500万円以上 5人以上	新設	投資額の4%	1億円	
			雇用増1人あたり50 万円(雇用増が6人以上 の場合6人目から支給)	5千万円				
工業団地(札幌市を除く。) (製造業又は植物工場に 限る。)(植物工場は、工業 団地と工場適地を対象と する(札幌市を除く。))	5,000万円以上 5人以上	新設	投資額の8%	1億円				
増設	投資額の4%							

注1 雇用増の人数には、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者1人を加えることができます。詳しくはQ2をご覧ください。

類型Ⅱにおいては、雇用増の「5人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2名まで)を含むことができます。詳しくはQ4をご覧ください。

2 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等(以下、「環境配慮型工場等」という。)については、「助成額」欄の所定の助成率に1パーセントを加算します(類型Ⅰのデータセンター事業と本社機能移転(賃借)を除く。)。ただし、その場合にあっても「限度額」は変わりません(加算されません)。なお「通算限度額」には、加算額は含まれません。

環境配慮型工場等について、詳しくはQ11をご覧ください。

3 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。

また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅱにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。

なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。

4 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。

5 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限る。(有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。)

6 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。詳しくは別図をご覧ください。

7 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいいます。

8 札幌市の区域にあつては、特任事業者が新設する場合に限りです。

9 特任事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。

10 補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。

11 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上 50人未満	5億円	20人以上 50人未満	5億円
50人以上 100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

12 高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。詳しくはQ12をご覧ください。